

## 平成 25 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

### 住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う 補助事業者の募集についての公示

平成 25 年 5 月 16 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

平成 25 年度住宅市場技術強化推進事業のうち住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

#### 1. 事業概要

##### 1) 事業名

住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業（住宅市場技術基盤強化推進事業）

##### 2) 事業目的

質の高い住宅・建築物ストック形成を推進するための長寿命化やリフォーム・既存住宅流通の促進等の住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、良質な住宅・建築物が適正なコストで供給される市場環境整備のための先導的な技術開発等、技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

##### 3) 事業内容

###### ①省エネ・省 CO2 技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省 CO2 技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
- b. 省エネ・省 CO2 技術に関する技術基盤の強化のための事業

###### ②長寿命化に関する取組みの実施

- 長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化
- 長寿命化リフォーム技術に関する技術基盤の強化
- 居住環境・市街地環境に係る評価等に関する技術基盤の強化

###### ③リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省エネ・省 CO2 施策に関する消費者向け説明会を開催する者に対するサポート業務

#### 2. 公募期間

平成 25 年 5 月 16 日(木)10 時 00 分～平成 25 年 5 月 29 日(水)18 時 00 分(必着)

### 3. 公募対象事業者の要件

次の1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。

#### ①省エネ・省CO2技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省CO2技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
  - ・住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
  - ・調査研究テーマやテーマに係る分析手法に関し、専門的な知識を有すること。
- b. 省エネ・省CO2技術に関する技術基盤の強化のための事業
  - ・住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
  - ・住宅・建築物の省エネ性能に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
  - ・住宅・建築物の省エネ性能等に関するシミュレーション、計算プログラムや評価ツールの開発及び検証にあたり、必要なノウハウを有すること。

#### ②長寿命化に関する取組みの実施

- 長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化
  - ・長期優良住宅に係る技術的審査・認定取得・維持保全に関する実績が過去にあること。
- 長寿命化リフォーム技術に関する技術基盤の強化
  - ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。
- 居住環境・市街地環境に係る評価等に関する技術基盤の強化
  - ・評価等に関する事業の実績が過去にあること。

#### ③リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省エネ・省CO2施策に関する

- 消費者向け説明会を開催する者に対するサポート業務
- ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

### 4. 公募対象事業

以下の①(aまたはb)、②、③のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

#### ①省エネ・省CO2技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省 CO2 技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
  - 例) ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 化や都市の低炭素化に資するエネルギーシステムの構築に資する民間の技術開発等に係る調査・検証等の実施
  - ・知的生産性等の省エネ・省 CO2 化に伴う間接的便益に関し、データの整備、評価指標の作成、設計手法の構築や妥当性の検証等の実施
- b. 省エネ・省 CO2 技術に関する技術基盤の強化のための事業
  - 例) ・建築物の省エネ性能等に係るデータベースの整備や情報統合化
  - ・住宅・建築物や都市の環境品質に対し周辺環境に与える負荷や、建設・運用・解体・廃棄までのライフサイクルトータルの CO2 排出量等の総合的な環境性能の評価ツールの開発・普及
  - ・新たな省エネ技術や評価手法等の国内外への普及促進及び情報収集

## ②長寿命化に関する取組みの実施

- 長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化
  - 例) ・長期優良住宅制度の実態把握による課題抽出及び制度普及
  - ・認定住宅の維持保全の徹底等の制度運用に係る技術的基盤の整備
  - ・住宅性能表示制度等の関連制度の実態把握による課題抽出と制度普及
- 長寿命化リフォーム技術に関する技術基盤の強化
  - 例) ・既存住宅ストックのデータ整備及び現状分析
  - ・長寿命化リフォームの事例研究及びリフォーム技術の検討、技術的知見の普及ツールの作成及び提供
- 居住環境・市街地環境に係る評価等に関する技術基盤の強化
  - 例) 長期優良住宅の居住環境基準の運用等における景観、街並みの評価の高度化等に関する調査、技術的資料の整備、普及啓発等に関する事業

- ## ③リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省エネ・省 CO2 施策に関する消費者等向け説明会を開催する者に対するサポート業務
- ・説明会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、説明会の開催日程の調整、説明会主催者との連絡調整、講師の手配など
  - ・その他説明会の円滑な開催に必要なこと

- ※1 この補助事業は、説明会を開催する者を対象とするものではない。
- ※2 以下の要件を満たす説明会をサポート業務の対象とする。
  - ・サポート業務の対象となる講習会の実施回数：約 50 回（予定）
  - ・一定規模以上の動員を見込むことができる説明会であること
  - ・原則として参加費が無料の説明会であること
  - ・特定の者の営利活動のための説明会でないこと
- ※3 事業費の積算は以下に基づき行うものとする。
  - ・各都道府県庁所在地で 1 回程度講習会が開催されることとし、講師は東京から派遣されるものとして講師旅費の積算を行う。
  - ・講師謝金は積算に含めない。
  - ・講習会に参加する受講者は全体で 5 千人程度とし、A4 版両面（カラー）で 30 枚程度のテキストを作成することとして印刷費・郵送費の積算を行う。

## 5. 補助金の額

「4. 公募対象事業」のうち、① a. については 2 分の 1、それ以外については定額とする。

## 6. 公募要領の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

平成 25 年 5 月 16 日(木)16 時 00 分～平成 25 年 5 月 29 日(水)18 時 00 分

### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

## 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

平成 25 年 5 月 29 日(水)18 時 00 分まで（必着）

### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

### (4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課

- ・公募全般について : 栗原、瀬田
- ・「4. 公募対象事業」のうち、①の事業について : 持木
- ・「4. 公募対象事業」のうち、②の事業について : 追谷
- ・「4. 公募対象事業」のうち、③の事業について : 栗原、瀬田

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、F A X等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

## 8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。